

○建築基準法施行令第三百三十六條の五第二項の規定に基づく建築工事現場における落下物による危害を防止するための措置の基準

(昭和三十九年一月二十七日)

(建設省告示第九十一号)

改正 平成 五年 六月二五日建設省告示第一四四三号

建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第三百三十六條の五第二項の規定に基づき、建築工事現場における落下物による危害を防止するための措置の基準を次のように定める。

第一 工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分は、落下物による危害を防止するため鉄網若しくは帆布でおおうか又はこれらと同等以上の効力を有する防護方法を講じなければならない。

第二 第一に規定する鉄網は、次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 鉄網は、落下物に対し十分な強度を有すること。
- 二 鉄網を支持する骨組は、構造耐力上安全なものとし、鉄網は、骨組に緊結すること。
- 三 鉄網は間隙のできないように重ね合わせること。

第三 第一に規定する帆布は、次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 帆布は、難燃処理したものであり、かつ、落下物に対して十分な強度を有すること。
- 二 帆布を支持する骨組は、構造耐力上安全なものとし、帆布は骨組に緊結すること。

附 則 （平成五年六月二五日建設省告示第一四四三号）

この告示は、公布の日から施行する。